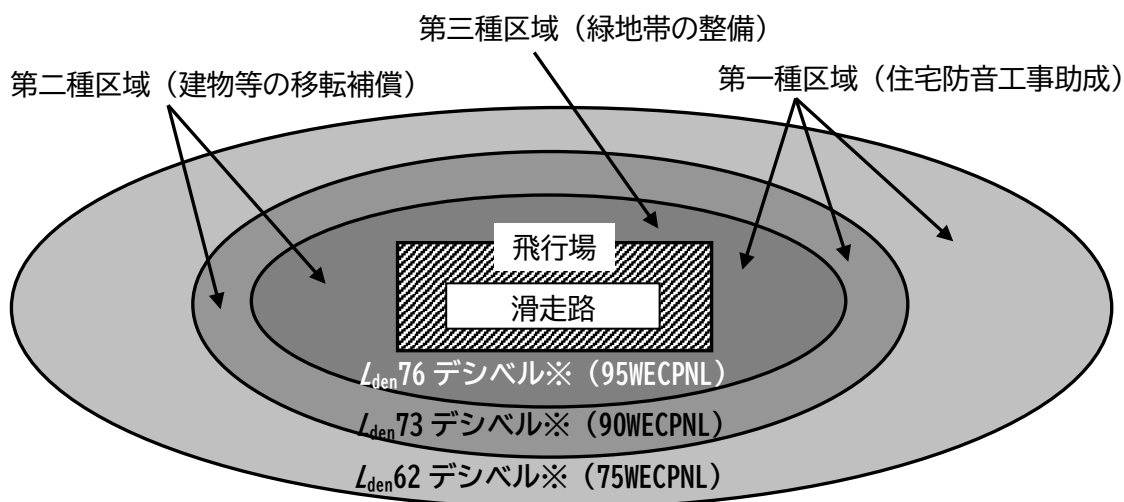


(1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

1974年（昭和49年）6月に公布、施行された「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号）「以下、法という」は、自衛隊及び米軍の行為または防衛施設の設置・運用により生じる障害を防衛施設周辺の住民等のみを受忍させることは不公平であるとの観点から、この障害を防止・軽減するための防衛施設周辺地域の生活環境の整備等について国が行う施策を定め、この施策が行われることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として制定されました。国（防衛省）は、法に基づき、防衛施設（飛行場）周辺において、航空機の離着陸等で生じる騒音を考慮し算定した区域を設定し、その区域内において、地方公共団体が行う学校等の防音工事や公共施設の建設・整備など民生安定施設の整備等に係る補助金・交付金を交付し、また、住民が行う住宅防音工事の助成や建物の移転補償など、周辺対策を実施しています。

●国が定める防衛施設（飛行場）周辺の区域図



※平成25年の環境基準の見直しによりWECPNLから L_{den} へ変更された。

「大和市と厚木基地」
4 基地周辺対策について

● 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の施策体系

障害の原因	目的	内容・条項	助成対象等
自衛隊等の行為	騒音以外の障害防止	障害防止工事の助成 (第3条第1項)	農林漁業施設、道路、河川などの改修
	騒音の防止	障害防止(防音)工事の助成(第3条第2項)	学校、病院、保育所などの防音工事等
		住宅の防音工事の助成(第4条)	第1種区域における住宅防音工事の助成
		建物等の移転の補償(第5条)	第2種区域における移転補償等
		緑地帯の整備等(第6条)	第3種区域における緑地帯の整備等
損失の補償	農林漁業等事業経営上の損失の補償(第13条)	—	
防衛施設の設置・運用	障害の緩和	民生安定施設の整備の助成(第8条)	放送施設、道路、無線設備、消防施設、公園、し尿・ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など
	生活環境又は開発に及ぼす影響の緩和	特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)	【公共用施設整備】 交通・通信、スポーツ・レクリエーション、環境衛生、教育文化、医療、社会福祉、消防、産業振興等に関する施設など、 【いわゆるソフト事業】 防災、住民の生活の安全、通信、教育、スポーツ・文化、医療、福祉、環境衛生、産業振興、交通、良好な景観の形成等に関する事業など

(2) 障害防止工事の助成（法第3条）

国（防衛省）は、航空機等の騒音により学校教育や病院での診療等に支障が生じることから、こうした障害を軽減するため地方公共団体等が実施する学校防音工事等に対して補助金を交付しています。大和市では、市立小中学校・保育所の防音工事や空調電気料金等の関連維持費などに交付されています。

(3) 住宅防音工事の助成（法第4条）

国（防衛省）は、第一種区域（75WECPNL以上の区域）内に所在する一定の住宅について、住民が行う住宅防音工事に対する助成や、住宅防音工事で取り付けた空気調和機器及び防音建具の機能復旧工事に対する助成を行っています。

(4) 建物等の移転補償、緑地帯の整備（法第5～6条）

国（防衛省）は、第二種区域（90WECPNL以上の区域）内に居住する一定の住民が移転や土地の買い上げを希望する場合に補償を行っています（法第5条）。また、買い取った土地のうち第三種区域（95WECPNL以上の区域）に所在する土地について、航空機の離着陸の際の安全地帯としての機能や基地からの騒音軽減のために樹木を植栽し、緑地帯を整備しています（法第6条）。

(5) 民生安定施設の助成（法第8条）

国（防衛省）は、防衛施設の設置、運用により周辺地域の住民が生活上または、事業活動上被る障害を緩和するため、生活環境施設及び事業経営の安定に寄与する施設の整備等の費用の一部を助成しています。大和市では、コミュニティーセンターや学習センター、消防車両、スポーツセンター、公園や市道の整備事業等に対して交付されています。

また、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害の緩和に資するため、NHK放送受信料に対する助成を行っています。

～NHK 放送受信料の助成～

1961年（昭和36年）、厚木基地を離着陸する航空機騒音の激化に伴うテレビ・ラジオの聴取障害への対応として、NHKによる放送受信料の減免措置が開始され、その後1982年（昭和57年）には、NHKに替わり防衛省によるNHK放送受信料の助成が開始されました。

2018年（平成30年）12月、防衛省は、騒音状況が大きく変化していることや住宅防音工事が進捗していることなどを理由に、助成制度の見直しを行い、住宅防音工事を実施した世帯については段階的に助成を終了することとしました。

(6) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

厚木基地は国から特定防衛施設として指定されており、本市には国から公共施設の整備や生活環境の改善などの事業費用として、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されています。本市はこの交付金を、小中学校の大規模改修や消防車両の整備、道路の補修、公園の整備、また小児医療費やごみ処理に係る管理事務費など様々な事業に充てています。

(7) 損失の補償（法第13条）

基地周辺の農業、林業、漁業などの事業者が、航空機の頻繁な離発着等により経営上の損失を受けた場合、国がその損失を補償しています。

(8) 基地周辺対策の課題

極めて人口密度が高い本市域に、航空基地として厚木基地が所在することにより、多くの市民が様々な影響を受けていますが、国の基地周辺対策が、市民に及ぶ影響や負担に見合っているとは言えません。

住宅防音工事の助成制度については、より激しい騒音被害がある基地近傍の一部地域において、1986年（昭和61年）9月以降に建築された住宅が助成対象とされておらず、また、店舗や事業所なども助成対象とされていません。さらに、空調機器や防音建具の機能復旧工事に対する助成制度については、10年経過したものが対象とされているため、故障した場合でもすぐには助成が受けられないことや、予算の範囲で順次助成が行われているため工事実施まで長期間を要することなど、現状において様々な課題があり、制度の改善及び早期実施が求められるところです。

こうしたことから、本市では国に基地周辺対策の拡充等を求めています。